

上市町こどもの権利条例（案）の概要について

1 制定について

国は、令和4年、児童の権利に関する条約の精神に基づく「こども基本法」を制定し、令和5年には、「こども家庭庁」の発足、「こども大綱」の閣議決定など、こども施策を総合的に推進する体制を整え、全てのこどもが身体的、精神的、社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

上市町は、学校給食費の無償化など子育て支援に取り組むとともに、令和6年4月には、設置することが努力義務化された全てのこどもとその家庭、妊産婦に対して切れ目なく支援する「こども家庭センター」を立ち上げ、個々の状況にあった支援に努めているところです。

しかしながら、虐待、貧困、いじめ、差別、ヤングケアラーなどに悩み苦しむこどもが見受けられます。

このため、上市町は、こどもたちがふるさと上市町に誇りをもって幸せに暮らしていくことができるよう子育て支援をより一層強力に推進するとともに、こどもたちに関わる全ての人々が、こどもの権利を十分に理解し、健やかな成長を支援する環境を整備するため、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神に基づき上市町こどもの権利条例を制定することとしたものです。

2 条例案の構成について

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

本条例の制定目的、こどもの定義、こどもに関わる者の区分及び定義並びに基本理念を規定しています。

第2章 こどもの権利の保障（第4条－第8条）

特に大切な権利として保障されなければならない権利を4つに区分（安心して生きる権利、自分らしく育つ権利、守られる権利及び参加する権利）し、それぞれ規定しています。

第3章 こどもに関わる者の役割（第9条－第12条）

こどもに関わる者の役割をそれぞれ規定しています。

第4章 基本施策（第13条－第21条）

こどもの権利を守るための町の基本施策を規定しています。

第5章 雑則（第22条）

附則

3 条例案について

別添のとおり

4 施行日について

令和7年10月1日（予定）